

受領証の提示で利用できる生命保険・損害保険（提示不要の場合を含みます）

保険分野		企業名	対応内容	要件等	宣誓書受領証の提示		備考 (関連URLなど)				
生命	損害				必要	不要					
	○	A I G 損害保険株式会社 青森支店	自動車保険：配偶者に含む（2019年1月より） 傷害・医療保険：配偶者に含む（2019年8月より）	公的機関が発行した書類等（青森県の場合、パートナーシップ宣言書受領証）で同居の事実を確認したうえで、当社所定の『パートナー関係に関する自認書兼同意書』の提出 ※同性パートナーは、パートナー関係を将来にわたり継続する意思を持ち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含む。	○						
○		FWD生命保険株式会社	保険金受取人は、弊社所定の条件を満たし、手続きを踏めば指定可能。 指定代理請求人は約款記載に準じ対応。	<保険金受取人> ・同性パートナー（パートナーシップ）関係の場合に「パートナーシップの関係に関する確認書」の提出が必要。 ・また、当帳票の他に成立前契約確認の実施と、下記のいずれかの条件を満たすことが必要。 ①お互いに男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係にあること。 ②お互いに戸籍上の配偶者がいないこと。 ③お互いに相手方当事者以外の者との同性パートナー（パートナーシップ）関係にあるものがないこと。 ④同居期間（住所同一が公的書類で確認できること）が3年程度以上あること。 <指定代理請求人> 以下の約款記載もあり個別事情にて判断。 ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者 <table><tr><td>(1)</td><td>① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹*2</td></tr><tr><td>(2) *3</td><td>① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者</td></tr></table>	(1)	① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹*2	(2) *3	① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者		要件を満たせば 不要	
(1)	① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹*2										
(2) *3	① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者										
○		S B I 生命保険株式会社	死亡保険金受取人に同性パートナーを指定可能。 ※指定代理請求人には指定できない。	同居の確認ができること等	○						
○		SOMPOひまわり生命保険 (株)	①受取人の指定 ②指定代理請求人の指定 ※2023年12月4日時点	一定の条件を満たすことで、同性パートナーを受取人・指定代理請求人に指定することが可能 ※2023年12月4日時点	場合によって提示要						

保険分野		企業名	対応内容	要件等	宣誓書受領証の提示		備考 (関連URLなど)	
生命	損害				必要	不要		
○		朝日生命保険相互会社	<新契約申込手続きにおける死亡保険金受取人の指定について> 同性パートナーを死亡保険金受取人に指定した場合、「婚姻に相当する関係」とみなし、取扱要件に照らしたうえで判断。 なお、保険金請求等に必要な書類（死亡診断書等）の取得が困難となる可能性があること等を説明し、了承いただくことが必要。 また、自治体発行のパートナーシップ証明書等の提出は求めているが、お客様から提示を受けた場合は、「自治体発行の証明書を確認済」である旨を報告書に記録。 <名義変更手続きにおける死亡保険受取人、契約者代理人、指定代理人の指定について> 同性パートナーについて、同一生計の有無・被保険者の本妻（夫）の有無等の報告を受け、確認のうえ取扱可否を検討。	<新契約申込手続きにおける同性パートナーを死亡保険金受取人に指定する取扱要件> ・戸籍上の配偶者がいないこと ・同居期間が5年以上あること ・二親等以内の血族が存命の場合、保険金支払時にトラブルとなる懸念がないこと ・モラルリスク懸念がないこと 等 <名義変更時における同性パートナーを死亡保険受取人、契約者代理人、指定代理人に指定する取扱要件> ・死亡保険金受取人については、上記報告を受けています。 ・保険契約者代理人については、保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしていること。 ・指定代理請求人については、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしていること。		○		
○		アフラック生命保険株式会社	以下の手続きにおいて、同性パートナーの指定が可能。 - ご契約時における受取人の指定 - ご契約後における受取人の変更 - ご家族による契約内容確認制度の登録	1. ご契約時における受取人の指定 原則、受取人は被保険者の二親等以内の親族の指定をお願いしているが、以下の条件を満たす場合、お客様からの申し出により指定を受け付けている。 ・パートナーシップ証明書がある場合：被保険者・受取人ともに戸籍上の配偶者がいないこと ・パートナーシップ証明書がない場合：被保険者・受取人ともに戸籍上の配偶者がいない、かつ一定の同居期間があること ・パートナーシップ証明書の有無に関わらず、死亡保障のお申込みは保険金額に上限あり。 ※指定代理請求人の指定については、同性パートナーに関わらず以下の範囲となる。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③上記のほか、被保険者の三親等内の親族 ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者 ⑤被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 2. ご契約後における受取人の変更 原則、受取人は被保険者の二親等以内の親族の指定をお願いしているが、お客様からの申し出により変更を受け付けている。指定代理請求人の変更については、上記※と同様です。 3. ご家族による契約内容確認制度の登録 同性パートナーに関わらず、ご契約後に以下の範囲のご家族を登録可能。 ①契約者の配偶者または三親等内の親族 ②契約関係者（被保険者・受取人・指定代理請求人） ③その他保険契約維持の観点から当社が認めた方		○	同性パートナーであることの確認書類の提出は原則不要（ない場合は「要件等」に記載の通り条件が異なる）	
	○	東京海上ダイレクト損害保険株式会社	事実上婚姻関係と同様の事情にある同性間のパートナーを配偶者として取り扱う。	当社所定の確認資料によってパートナー間の関係性を確認。	○			
○		株式会社 かんぽ生命保険 青森支店	同性パートナーを死亡保険金受取人に指定可能。	同一生計であること、配偶者がいないことなどの条件があるが、指定は可能。 指定の可否については、当社にて審査。（予めご了承ください）		○		

保険分野		企業名	対応内容	要件等	宣誓書受領証の提示		備考 (関連URL など)
生命	損害				必要	不要	
	○	S O M P Oダイレクト損害 保険株式会社	自動車保険、火災保険において、以下に該当する契約に関しては、配偶者の定義に同性パートナーを含めている。 自動車保険：2022年1月1日以降に補償を開始するご契約 火災保険：2023年1月1日以降に補償を開始するご契約 たとえば自動車保険ではご契約のお車の運転者を限定する「本人・配偶者・別居の未婚の子補償型」をセットする場合に、同性パートナーも配偶者として補償の対象に含める。	契約の際に、当社所定の同意書、または行政が発行する同性パートナーに関する証明書の確認が必要。 また、事故を起こした場合は、同性パートナーとして資料の提出や調査にご協力いただくことがある。	○		
○		ソニー生命保険株式会社	「要件等」の欄に記載した内容を満たすことで、保険金受取人、指定代理請求人に同姓パートナーを指定することが可能。	<条件> ・ 契約者と被保険者が同一であること ・ 実質的に生計を一として同居しており、法律上の婚姻(男女の婚姻)に準じる関係があること ・ 被保険者と受取人のいずれにも戸籍上の配偶者が存在しないこと <書類> ・ 法律上の婚姻(男女の婚姻)に準じる関係であることを確認できる書面の写し(地方公共団体発行の証明書または公正証書に限る) ・ 当社所定の報告書	○		
	○	ソニー損害保険株式会社	自動車保険と火災保険の商品・サービスについて、同性パートナーに対して配偶者と同等の補償が提供できる運用を行っている。	同性パートナーを配偶者とする場合、契約にあたり、以下の書類で同性パートナー関係にあることを確認。 1.同性パートナーと認められる以下どちらかの書類 ・ 当社からお送りする「パートナー関係に関する自認書兼同意書」 ・ 自治体が発行する同性パートナーに関する証明書・宣誓書受領証など（※） （※）自治体によってご使用いただけない証明書がございます。 2.同一住所に住んでいることが確認できる、公的機関が発行した書類等（運転免許証・住民票等） ※詳細は各商品のカスタマーセンターにお問合せください。 自動車保険：https://www.sonysonpo.co.jp/inq/inq_auto.html 火災保険：https://www.sonysonpo.co.jp/inq/inq_fire.html	場合によって提示要		（DE&Iを踏まえた環境の整備） https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/diversity_inclusion/
○		チューリッヒ生命保険株式会社	・ 同性パートナーを受取人へ指定することが可能。 ・ 宣誓書受領証だけでの手続きは難しく、戸籍、住民票、当社指定の書類の提出が必要。 （契約状況などにより、個別に判断いたします）				https://www.zurichlife.co.jp/received/2016/20160120
	○	東京海上日動火災保険株式会社	「自動車保険」「住まいの保険（火災保険）」「からだの保険（傷害保険）」などについて、事実上婚姻関係と同様の事情にある同性間のパートナーを「配偶者」として取扱い。	当社所定の確認資料によってパートナー間の関係性を確認。	○		

保険分野		企業名	対応内容	要件等	宣誓書受領証の提示		備考 (関連URLなど)
生命	損害				必要	不要	
	○	日新火災海上保険株式会社	ご家族のリスクを補償する保険等において、「配偶者」に同性パートナーを含めて対応。 ただし、保険金請求権は「法律上の配偶者」に限っている等の一部の例外がある。 また、一部の商品については、2024年1月からの対応。	要件は、同居の事実と同性パートナーであることが確認できること。 具体的な要件の確認は、以下の①の書類に加え、②の書類のいずれかをご提示いただいて確認。 宣誓書受領証は、②の資料とすることができる。 ①取付必須 同居の事実が確認できる公的資料等：住民票　等 ②いずれか ・パートナー関係に関する自認書兼同意書（配偶者に関する確認書）：パートナーであるお二人にご署名いただく。※当社書式 ・各地方自治体等の行政が発行する同性間パートナーに関する証明書：パートナーシップ証明書（東京都渋谷区発行）、パートナーシップ宣誓書受領証（東京都世田谷区発行）等 ・特定機関が発行する所定の証明書：一般社団法人Famieeの発行する第二種パートナーシップ証明書※証明書の詳細は、一般社団法人Famieeのホームページ参照	○ (②の資料として使用可能)		
○		明治安田生命保険相互会社 青森支社	・同性パートナーの方を死亡保険金受取人等に指定することが可能。 なお、「パートナーシップ証明書」の写し等を提出いただくと、よりスムーズな手続きが可能。	同居の確認ができること等	○		
○		メットライフ生命保険株式会社	同性パートナーを死亡保険金受取人や指定代理請求人に指定する取扱がある。	宣誓書受領証の提示が必要。	○		https://www.metlife.co.jp/content/dam/metlifecom/jp/corp/pdf/about/press/2016/160401.pdf
○		ライフネット生命保険株式会社	2015年より同居期間など一定の条件のもと、保険金受取人・指定代理請求人に同性パートナーの指定が可能。	【提出が必要な書類】 ・ご同居が確認できる住民票（発行日から6ヶ月以内のもの） ・パートナー関係に関する確認書（当社所定の確認書） ※「青森県パートナーシップ宣誓書」の提出は必須ではない。ご提出いただける場合はその内容をもって審査を行う。 ※同居期間等の条件の違い等により、保険金額に上限を設けてのお引き受けとなる場合や、契約のお引き受けができない場合がある。		○	https://www.lifenet-seimei.co.jp/rainbow/